

「しょうひしゃ しさく すいしん ししん だい じ かいてい そあん かん けんみん いけん ぼしゅう けっかかながわ消費者施策推進指針（第4次）改定素案」に関する県民意見募集の結果

ぼしゅう きかん れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち1.募集期間　令和6年10月1日から令和6年10月31日まで

いけんていしゅつしやすう にん だんたい けんみん いけん すう けん2.意見提出者数　14人・団体　県民意見数　73件

●いけん ようし およ いけん たい けん かが かた こうもく くぶん はんえい くぶん いか しょうさい きさい意見の要旨及び意見に対する県の考え方の「項目区分」と「反映区分」は以下の「詳細」に記載
ないよう さした内容のことを指します。

いけん こうもくべっけんすう(1) 意見の項目別件数

こうもく くぶん 項目区分	しょうさい 詳細	けんすう 件数
ししん 01 指針	しょうひしゃしさくすいしんししん かながわ消費者施策推進指針とは	0
りねん 02 理念	きほん りねん 基本理念	2
げんじょう かだい 03 現状と課題	しょうひしゃ げんじょう かだい 消費者をめぐる現状と課題	9
じゅうてん 04 重点1	じゅうてんできとりく だれ と のこ しょうひしゃしさく すいしん 重点的取組み1 誰ひとり取り残さない消費者施策の推進	6
じゅうてん 05 重点2	じゅうてんできとりく しゃかい たいおう しょうひしゃりよく いくせい 重点的取組み2 デジタル社会に対応した消費者力の育成	4
しさく たいけい 06 施策体系	しさく たいけい 施策体系	1
きほん ほうこう 07 基本方向1	きほん ほうこう しょうひしゃりよく いくせい きょうか 基本方向1 消費者力の育成・強化	18
きほん ほうこう 08 基本方向2	きほん ほうこう しょうひしゃ たいおう ひがい きゅうさい 基本方向2 消費者トラブルへの対応と被害の救済	9
きほん ほうこう 09 基本方向3	きほん ほうこう じぎょうしゃ しどう とう しょうひしゃ りえき ほご 基本方向3 事業者への指導等による消費者の利益の保護	6
きほん ほうこう 10 基本方向4	きほん ほうこう しょうひしゃしさく すいしん 基本方向4 「オールかながわ」による消費者施策の推進	8
すいしんたいせい 11 推進体制	すいしんたいせい 推進体制	1
ぜんたい こうせいとう 12 全体・構成等	ぜんたい とお いけん ふくすう こうもく いけん 全体を通しての意見、複数の項目にまたがる意見など	5
た 13 その他	た ししん ないよう ちよくせつかんけい いけん ふく その他（指針の内容に直接関係のない意見を含む）	4
ごうけい 合計		73

いけん はんえい くぶん べっけんすう(2) 意見の反映区分別件数

はんえい くぶん 反映区分	しょうさい 詳細	けんすう 件数
はんえい いちぶ ふく A 反映する（一部含む）	かいていあん はんえい いけん いちぶ はんえい いけん ふく 改定案に反映する意見（一部を反映する意見を含む）	28
すで はんえい ず B 既に反映済み	すで と く また かいてい そあん はんえい ず いけん 既に取り組んでいる、又は改定素案に反映済みの意見	17
こんご さんこう C 今後の参考とする	こんご じぎょう けいかく じっし さい さんこう いけん 今後、事業を計画する（実施する）際の参考とする意見	28
はんえい D 反映しない	ししん はんえい いけん 指針に反映しない意見	0

「 しょうひしゃ しさく すいしん ししん かながわ消費者施策推進指針（第4次） だい じ かいてい そあん 改定素案」に関する意見の概要及び意見に対する県の考え方						
※ きさい 記載しているページ数は すう ルビあり版を基準にしています。						
No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の すう ページ数	かいていあん 改定案の すう ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
1	りねん 02 理念	2	3	ししん 指針において、「 しょうひしゃ しみんしゃかい 消費者 市民社会」の実現を目指す ぎ きほん りねん 指し、基本理念を「 しょうひしゃ けんり そんちよう 消費者の権利の尊重 と消費 ひしゃ しみんしゃかい けいせい 者 市民社会の形成」としていることは重要。そ しょうひしゃ じぎょうしゃ あいだ じょうほう しつ りょう して消費者と事業者との間の 情報の 質や量、 こうしょう りよくなど かくさ かんが けんり しょ 交渉 力等 の格差 に鑑み、9つの権利を「消 うひしゃ けんり 費者の権利」としていることは妥当。	B 既に反映済 み	いけん ふ とりく すす ご意見を踏まえて、取組みを進めます。
2	りねん 02 理念	2	①3 ②25	だい じ かいてい 第3次改訂（2020～2024）では記述のあった次 にこう きほん りねん いち きほん りねん ぐ の二項は基本理念の位置づけと、基本理念の具 たいか ほうさく かか のこ ほう よ 体化の方策に関わるので残した方が良い。 えすでいーじーず かんけい いち ①SDGs との関係、位置づけ しょうひしゃ しさくすいしん たよう しゅたい ②消費者 施策推進にあたっての多様な主体と れんけい きょうか の連携 強化	はんえい A 反映する (一部含む)	えすでいーじーず かんけい いち ①SDGs との関係や位置づけについて げんこう ししん か かいてい そあん は、現行 の指針と変わりません。改定 素案 たんご えすでいーじーず もち では、単語としての「SDGs」 を用いるこ ひか いけん ふ とを控えていましたが、ご意見を踏まえて、 ひょうし がいとう えすでいーじーず ひょ 表紙 で該当するSDGs のアイコンを表 うじ きほん りねん せつめい ついか 示し、「1.基本理念」にも説明を追加しまし た。 しさくすいしん たよう しゅたい れ ②「施策推進にあたっての多様な主体との連 んけい しさく しゅほう めざ りそう しめ 携」は、施策の手法であり、目指す理想を示 きほん りねん はんたん すべき基本理念としてはなじまないと判断 きほん りねん きさい し、「1.基本理念」には記載していません きほんほうこう しさく てんかい きほん ほう が、「5.基本方向 と施策の展開」の基本方 うこう しょうひしゃ きょういく にな て いくせい か 向1「G 消費者 教育 の担い手の育成・活 つどう しえん きほんほうこう き 動の支援」や基本方向 4などにそれぞれ記 さい 載しています。
3	げんじょう かだい 03 現状と課題	3、5	もくじ 目次	こうれいしゃ しょうひしゃ P.3で高齢者については「消費者トラブル」と しょうひしゃ ひがひ なっているのに、P.5では「消費者 被害」と はじ なに ちが ていぎ なっている。まず初めに何が違うのか、定義を さだ しっかり定めるべきだ。	はんえい A 反映する (一部含む)	いけん ふ ししん ぼうとう もくじ ちよくご ご意見を踏まえ、指針の冒頭（目次の直後） ししん もち しょうひしゃ しょ に、指針で用いる「消費者トラブル」と「消 うひしゃ ひがひ いみ ついき 費者 被害」の意味を追記しました。
4	げんじょう かだい 03 現状と課題	3	'5	ひとり ぐ ふ しゃかい せってん ほそ 一人暮らしが増えると、社会との接点 が細くな しょうひしゃ あ しょう り消費者 トラブルに遭いやすくなることや消費 ひしゃ おもて で けねん 者 トラブルが表 に出てこないことが懸念され こうれいしゃ とら こ いのち がね まと ごうと る。また高齢者 の虎の子＝命 金を的に、強盗 きょうあく はんざい たはつ ち などの凶悪 犯罪 が多発していることから、地 いきしゃかい けいさつ れんけい こうれいしゃ あんぜん あんしん 域 社会や警察と連携して高齢者 が安全・安心な せいかつ おく しょうひせいかつ そうだん 生活を送ることができるよう、消費 生活 相談 しょうひしゃ きょういく じゅうじつ みまも そ や消費者 教育 の充実のほか、見守りなど、総 うごうてきじゅうそうてき とりく ひつよう 合的 重層的 な取組みが必要。	B 既に反映済 み	かいてい ししん しょうひしゃ きょういく しょうひせいかつ 改定 指針では、消費者 教育、消費 生活 そうだん みまも たいせい し 相談などのほかに、見守り体制 づくりの支 えん いち ぐたいてき じぎょう じっし 援を位置づけています。具体的な事業の実施 いけん ふ とりく にあたって、ご意見を踏まえて、取組みを すす 進めます。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の ページ数	かいていあん 改定案の ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
5	げんじょう かだい 03 現状と課題	14	16	しょうひしゃ もんだい かん 消費者 問題に関する2023年の10大項目にプラ スして、きのうせい ひょうじしよくひん 機能性 表示 食品やエナジードリンクな どの食 に関する項目を入れてほしい。 こくみん せいかつ 国民 生活センターからだけの問題 の記載でなく けん なに だいじ 県として何が大事か、2023年だけでない過去か ちよつきん あいだ お もんだい どくじ つ ら直近 までの間 に起こった問題を独自に付け くわ ねが 加えることをお願いする。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	しょうひしゃ げんじょう かだい 「2.消費者をめぐる現状 と課題」には、参 んこう こくみんせいかつ 考として国民生活センターの「消費者 問題 かん に関する2023年の10大項目」を記載してい ます。ご意見を踏まえて、「2024年の10第 こうもく こうしん べにこうじ げんりょう 項目」に更新し、「紅麴を 原料とするサブ けんこう ひがいかくだい きさい りによる健康 被害拡大」を記載しました。 しよく あんぜん あんしん かん 食 の安全・安心 に関しては、「かながわ食 あんぜん あんしん かくほ すいしん かん ししん の安全・安心の確保の推進に関する指針」と れんけい しさく てんかい 連携して、施策を展開していきます（「6.推 いしんたいせい いけん ふ とりく 進体制」）が、ご意見を踏まえて、取組みを すす 進めます。
6	げんじょう かだい 03 現状と課題	9	27	がいこく エ.外国につながる方も観光地を多く抱える神奈 わけん おお たいさく ひつよう れんけいさき ぐたい 川県としては大いに対策は必要。連携先の具体 か ひつよう 化が必要ではないか。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ ご意見を踏まえ、「専門の相談窓口など」を しょうひせいかつ そうだん まどぐち たげんご たいおう こくさ 「消費 生活 相談 窓口と多言語対応や国際 いこうりゅうすいしん そうだんきかん だんたいとう しゅうせ 交流 を推進する相談機関や団体 等」に修正 しました。 とりく すす なか ぐたいてき じぎょう じつ 取組みを進めていく中で、具体的な事業を実 し れんけいさき けんとう 施するにあたっての連携先については検討し ていきます。
7	げんじょう かだい 03 現状と課題	9、10	11、12	がいこく じんすう P.9で「外国 人数」なのに、最終 段落では がいこく せき けんみん どういかん ひよう 「外国籍 県民」と統一感がない（P.10の表タイ どうよう トルも同様）	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ ご意見を踏まえ、「外国 人」に統一した上 がいこく ひと いみ ちが で、「外国につながる人」との意味の違いが めいかく きやくちゅう ついか 明確になるよう、脚注 を追加しました。
8	げんじょう かだい 03 現状と課題		13、18	だい じ かい 第 3次改訂(2020～2024)ではP.9に記述のあつ た、（3）グローバル化の進展に対する施策の 2 こうもく うち しょうひしゃ にちじょうせいかつ かも 項目の内、消費者 が日常 生活で囲まれている しょうひん とりひき かん かん しさく 商品 や取引に関するトラブルに関する施策の こうもく ぬ か し 項目が抜けている。グローバル化はますます進 んてん はっせい げん おお そうだん 展しており、トラブルの発生も現に多い。相談 たいおう しょうひしゃ たい じょうほうていきよう しょうひしゃ きよ 対応や消費者 に対する情報 提供・消費者 教 ういく おお かだい さくじょ ほう よ 育も 大きな課題であり、削除しない方が良い。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	こんかい かい 今回の改定では、「県としてどのように対応 すべきか」を考慮し、「外国につながる人」 しゃかい か わ と「社会のデジタル化」に分けることとしま した。ご意見を踏まえて、「社会のデジタル か かいがい じぎょうしゃ れい き 化」には海外の事業者とのトラブルの例を記 さい 載しています。 いけん ふ じゅうてんてき とりく ご意見を踏まえて、重点的 取組み2「デ しゃかい たいおう しょうひしゃ りよくいくせい ジタル社会に対応した消費者 力の育成」の せつめいぶん あらわ しゅほう つぎつぎ あらわ 説明文「新たなサービス・手法が次々と現れ こくないがい と あら る」を「国内外 を問わず新たなサービス・ しゅほう つぎつぎ あらわ しゅうせい 手法が次々と現れる」に修正しました。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	項目区分	素案の ページ数	改定案の ページ数	意見の概要	反映区分	県の考え方
9	03 現状と課題	11	13、18、19	ア社会 のデジタル化 課題と課題の解決の方策が混乱している。 12行 目「こうしたことから、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルに対する啓発」の次に「とともに情報リテラシーを含めた啓発」を入れてほしい。 あるいは、「消費者 教育 の実施には」の次に「リアル形式 の 情報 リテラシー教育 とともに」を入れて、「デジタルの特性を生かした・・・。」としてほしい。 デジタル被害の未然防止には、デジタル以外の情報 発信・消費者 教育 の実施無くしては効果 上げることはできません。県自らがさまざまな関連 機関、団体と協力して情報 発信、消費者 教育を進めるべき。	A 反映する (一部含む)	ご意見を踏まえて、「デジタルの特性 を活かした情報 発信の視点」を、「デジタルの特性を活かす視点も交え、さまざまな方法で情報 を発信していくこと」に修正しました。なお、「情報 リテラシー」については、重点的 取組み2「デジタル社会に対応した消費者 力の育成」として説明しています。
10	03 現状と課題		5がら17	今回の改定にあたり、社会 情勢 を見据えた推進 指針に改定していただきたい。	B 既に反映済み	指針では、「2.消費者をめぐる現状と課題」に、社会 状況 の変化に対する県の課題認識 を記載しています。その上で、重点的 取組みやさまざまな施策を設定しています。
11	03 現状と課題			消費者 は安くなるならと簡単 に電気・ガスなどセット料金 の契約を済ませますが、そこには解約時の煩雑さもある。電気やガスの基本料、使用料がわかりにくくなっており、安いつもりが実は高値で契約させられていた。不動産（賃貸の集合 住宅）契約、電機会社との契約、ガス会社との契約、契約に書かれている内容、重要 事項の説明、約款の読み込みは充分 とは思えない。それらが書面でなくデジタル化されている。 こうした問題を消費者 施策に落とし込んでいただきたい。	C 今後の参考とする	具体的な事業を実施するにあたって、ご意見を踏まえて、取組みを進めます。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の ページ数	かいていあん 改定案の ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かつ 県の考え方
12	じゅうてん 04 重点1	17	18	しょうひしゃ ふり たちば きさい 消費者トラブルで不利な立場と記載があるが、 ぐたいせい か てあつ なに 具体性に欠けている。手厚いサポートとは何 か。デジタルで対応すればいいだけではない。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ じゅうてんてき とりく ぐたい ご意見を踏まえて、重点的 取組みの具体 でき しさく きほんほうこう すいしん 的な施策については、「5.基本方向と推進す しさく きさい と く しさく る施策」に記載していますが、取り組む施策 れんそう じゅうてんてき とりく れい が連想できるよう、重点的 取組み1に例 ついき を追記しました。 なお、「不利な立場」とは、「2.消費者をめ げんじょう かない きさい か ぐる現状 と課題」に記載したそれぞれの課 だい さ 題を指します。 また、啓発などの事業は、デジタル技術 の かつよう ふく しゅほう じっし 活用も含めたさまざまな手法により実施しま す。
13	じゅうてん 04 重点1	17	18	こんかい じゅうてんてき とりく じこう しょうひしゃひがい 今回の重点的 取組み事項に、「消費者 被害の みぜん ぼうし きゅうさい ふく い 未然防止と救済」が含まれていないが、入れる べきである。 ぜんかい ほうしん じゅうてんてき とりく こうれいしゃ 前回の方針では、「重点的 取組み 1 高齢者 しょうひしゃ ひがい みぜん ぼうし きゅうさい さつ の 消費者 被害の未然防止と救済」とある。昨 こん こうれいしゃ 今 は、高齢者 のみならず、インターネット経 いゆ しょうひしゃ ひがい ねんれいそう しよ 由の消費者 被害は、すべての年齢層において生 こんねんど こうれいしゃ ちゅうしん じていることから、今年度は、高齢者 を中心 ねんれい たいしょう としつつも、すべての年齢を対象とすべきであ る。	すで はんえいず B 既に反映済 み	こんかい かいでい しょうひしゃ しさく なか しゃ 今回の改定では、消費者 施策の中でも、社 かい じょうきょう かか けん とりく しさく 会 状況 に関わらず県が取組むべき施策は きほんほうこう せいり げんこう ししん 基本方向として整理しており、現行 指針で ひがい みぜん ぼうし きゅうさい きほんほうこう いう「被害の未然防止と 救済 」は基本方向 ふく うえ 1と2に含まれています。その上で、それぞれ きほんほうこう いち じぎょう こうれいしゃ の基本方向に位置づく事業のうち、高齢者 わかもの くわ しょう しゃ がいいく や 若者に加えて、障がい者や外国につなが ひと たいしょう しさく じゅうてんてき とりく る人を対象とする施策は重点的 取組み1 としています。
14	じゅうてん 04 重点1	17	18	つね しゃかいでき じゃくしゃ じょうほうじゃくしゃ まど 常に社会的 弱者 や情報 弱者 がおいしい的 ねら ふ だれ と として狙われていることを踏まえ、「誰も取り のこ してん ゆうこう しさくてんかい 残さない」視点で有効な施策展開をしてほし い。	すで はんえいず B 既に反映済 み	ぐたいでき じぎょう じっし いけん 具体的な事業を実施するにあたって、ご意見 ふ とりく すす を踏まえて、取組みを進めます。
15	じゅうてん 04 重点1		18	でき ひと でき ひと きょうぞん スマホが出来る人も、出来ない人も共存できる しゃかい おも じょうほう よわ 社会でなくてはいけないと思うため、情報 に弱 ひと やさ しゃかい ひつよう たようせい と しゃ い人にも優しい社会が必要で、多様性に富む社 かい だれひとり と のこ 会であってほしい。誰一人として取り残さない えすでいーじーず い SDGs も入れてほしい。	すで はんえいず B 既に反映済 み	じゅうてんてき とりく だれ と のこ 重点的 取組み1を、「誰ひとり取り残さな しょうひしゃ しさく すいしん い い消費者 施策の推進」としています。ご意 けん ふ とりく すす 見を踏まえて取組みを進めます。
16	じゅうてん 04 重点1	17、18	18、19	だれ と のこ しょうひしゃ しさく てんかい なら 「誰ひとり取り残さない消費者 施策の展開」並 しゃかい たいおう しょうひしゃ りよく い びに「デジタル社会に対応した消費者 力 の育 くせい じゅうてんてき とりく はしら さんせい 成」を重点的 取組みの柱 とすることに賛成 つね ていはい しえん ひつよう かた む しょ する。常に丁寧な支援が必要な方に向けた、消 うひしゃ よ そ しさくてんかい てんけん 費者 に寄り添った施策展開であるか点検してほ しい。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	ぐたいでき じぎょう じっし いけん 具体的な事業を実施するにあたって、ご意見 ふ とりく すす を踏まえ、取組みを進めます。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の ページ数	かいていあん 改定案の ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
17	じゅうてん 04 重点1			じゅうてんできとりく ちいき みまも ほうしん 重点的取組 み 1の地域見守り方針について、 いってい きょういくじょうきょう はあく ていきでき おこ 一定の 教育状況 把握を定期的に行ない、 か すうちか ちいきさ かくにん 且つ数値化することで地域差を確認していくこ ひつよう とが必要。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	いけん ないよう こんご かいていししん ご意見の内容については、今後、改定指針 もと じぎょう あら けいかく だんかい さんこう に基づく事業を新たに計画する段階で、参考 とさせていただきます。
18	じゅうてん 05 重点2	17	18	か ともな ふくざつ わ てつづ デジタル化に伴 う複雑で分かりづらい手続きや けいやないよう あら こま しょうひしゃ ひ 契約内容のために、新たな困りごとや消費者 被 がい たはつ なか あんぜん あんしん 害が多発しており、このような中、安全・安心 ゆた しょうひせいかつ おく じ で豊かな消費 生活を送るためには、デジタル時 だい か しょうひしきよく たか ひ 代に欠かせない消費者力を高めていくことが必 つよう 要。 ししん きさい しょうひしゃ りよく ていぎ この指針で記載されている消費者 力の定義に、 さら しゃかい はたら ちから さんかく きょうどう 更に「社会に働きかける力」（参画・協働）を くわ しょうひしゃ しみん しゃかい こうちく む ひ 加えることが消費者 市民社会の構築に向けて必 つよう 要。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ しょうひしきよく しゃかい ご意見を踏まえて、消費者力に、「社会に はたら ちから ついき 『働きかける力』」を追記しました。
19	じゅうてん 05 重点2		18	しんか しょうひしゃ たいおう ふかの AIの進化に消費者 が対応していくことは不可 う しゃかい たよ 能。デジタル社会となりましたがデジタルに頼 くふう ちえ たいせつ だいじ らない工夫と知恵を大切にすることも大事。	すで はんえいず B 既に反映済 み	いけん たよ くふう ち ご意見にある「デジタルに頼らない工夫と知 え ふく じゅうてんき とりく 恵」も含め、重点的 取組み2「デジタル しゃかい たいおう しょうひしゃ りよく いくせい せつめい 社会に対応した消費者 力の育成」の説明で じぶん じしん ひつよう じょうほう あつ てきせつ り 「自分自身で必要な情報 を集め、適切に利 よう きさい 用する」と記載しています。
20	じゅうてん 05 重点2	21	23	か で デジタル化のスピードについていくために、出 まえこうざかいさいけいかく みなお 前講座開催計画 の見直しをしてほしい。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	いけん ないよう こんご かいていししん ご意見の内容については、今後、改定指針 もと じぎょう あら けいかく だんかい さんこう に基づく事業を新たに計画する段階で、参考 とさせていただきます。
21	じゅうてん 05 重点2			かい おこな でんし しょ インターネットやアプリを介して行う「電子 商 うとりひき かん くじょうそうだん れんらく 取引 」に関する苦情 相談は、なかなか連絡が と かいけつ はか な ね い ほか 取れず解決が図れず泣き寝入りというのが他の とりひき くじょうそうだん おお けいはつ おさ こ 取引の苦情 相談よりも多く、啓発だけで抑え込 おも しょうひしやちょう かんけい きかん ちょ めるとは思えない。消費者庁 や関係 機関と調 うせい たいおう すす 整 しながら、対応 を進めてください。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	かい インターネットやアプリを介したトラブルへ たいおう そうだんいん たいおう りよく こ この対応については、相談員 の対応 力 向 うじょうとう とりく すす きかい 上 等の取組みを進めていきますが、機会 くにとう ようぼう ちょうせい をとらえて国 等へ要望するなどの調整をし たいおう すす ながら対応を進めます。
22	しさく たいけい 06 施策体系	19、20など	20、22など	しょうひせいかつすいしん ししん ほんらいとどうふ 「かながわ消費 生活 推進 指針」は本来 都道府 けん ぎむ しょうひしゃ きほんけいかく 県に義務づけられている「消費者 基本計画」に か いち づ ぐたいでき しさく 変わる位置付けのものであるため、具体的 施策 けいかく もくひょう めいじ ひつよう の計画・目標 を明示する必要がある。	すで はんえいず B 既に反映済 み	しさく たいけい きほんほうこう すいしん し 「4.施策体系」、「5.基本方向と推進する施 さく しめ きほんほうこう かつ 策」でお示ししたそれぞれの基本方向に、括 こ が さいしゅうでき たつせい ぐたいでき じょうき 弧書きで最終的 に達成 したい具体的な状況 きさい もくひょう を 記載しており、これが目標にあたるもの かんが と考えます。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	項目区分	素案の ページ数	改定案の ページ数	意見の概要	反映区分	県の考え方
23	07 基本方向1		23	消費者 教育 として 講座実施 に役立つ具体的 な画像や動画を著作権等 の問題を解決する方 策を講じて提供してほしい。 特に最近 多いトラブル事例にあった動画がある と有難く、また、同じタイトルでも放映 時間が 長短 選べるととても助かる。	C 今後の参考 とする	基本方向 1「A 消費者 トラブルの未然防 止」に位置づける事業として、学校 向けの デジタル教材 の作成 を検討 しており、 他の講座等への活用 可能性 を含め、ご意見 の内容 については、今後、事業を実施する 段階で、参考とさせていただきます。
24	07 基本方向1	22	24	「D 金融 経済 教育 の 情報 提供 ・ 学習 支援」で外国人 を 入っていない理由は何か。	A 反映する (一部含む)	ご意見を踏まえて、「D 金融 経済 教育 の 情報 提供 ・ 学習 支援」に、外国につ ながる人のアイコンを追記しました。
25	07 基本方向1	22	24	「貯蓄」か「投資」という視点での金融 教育 が強調 されますが、為替や国債 の金利という 複合的 かつグローバルな要因による影響 を含 めた幅広い視点で捉える金融経済 教育 の実践 を行ってほしい。	C 今後の参考 とする	金融 経済 教育 は、「複合的 かつグロー バルな要因による影響 を含めた幅広い視 点」で行うものと考えています。具体的な事 業の実施にあたっては、ご意見を踏まえて、 取組みを進めます。
26	07 基本方向1	22	24	多種多様な金融 商品について、宣伝でリスクが 必ずあることが蔑ろにされていることは問題。	C 今後の参考 とする	金融 経済 教育には、金融 商品のリスクを 見定める力を養うことも含まれます。具体的 な事業の実施にあたっては、ご意見を踏まえ て、取組みを進めます。
27	07 基本方向1	22	24	施策の実効性 を高め、幅広い金融 ・ 経済 教育 機会を提供していくために、神奈川金融 広報 委員会だけではなく、民間の金融 団体との連携 も記載に含めては如何かと考える。そのうえ で、各民間の金融 団体が行っている講師派遣制 度（出前講座）を紹介することも得策ではない かと思料する。	C 今後の参考 とする	ご意見の内容については、今後、改定 指針 に基づく事業を新たに計画する段階で、参考 とさせていただきます。
28	07 基本方向1	23	25	「G 消費者 教育 の 担い手の育成 ・ 活動の支 援」のマークを高齢者 のみにしているのはなぜ か。幅広く…なのであれば、他のマークも入れ るか、全て外すかのどちらかでないのか。	A 反映する (一部含む)	教員 向けの研修 事業が、最終的に「若 者」に働き掛けることに特化しているため、 「若者」に修正 しました。 また、ご意見を踏まえて、「重点的 取組 みを表すアイコン」に、「特に対象 を特定 している施策について、アイコンを表示して います」と追記しました。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の すう ページ数	かいていあん 改定案の すう ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
29	きほん ほうこう 07 基本方向1	22	25	い、E 消費 生活に関する情報の収集 とともに「提供」「情報 発信」を入れて下さい。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ こばしら しょうひせいかつ せき ご意見を踏まえて、小柱「E 消費 生活に する情報の収集」の 名称を「E 消費 生活 に関する情報の収集 ・ 発信への活用」に修 正しました。なお、この小柱の 説明の中 で、一部については「広くお知らせ」するこ とを記載しています。
30	きほん ほうこう 07 基本方向1	23	25	けんない じちたい しょうひしゃ あんぜん かくほ ちいききょうぎかい 県内 自治体へ消費者 安全 確保地域協議会、 みまも すいしん かんき しえん 見守りネットワークの推進 を喚起・支援してほ しい。	すで はんえいず B 既に反映済 み	きほんほうこう みまも かつどうとう つう しょうひしゃ 基本方向1「F 見守り活動 等を通じた消費者 トラブルの未然防止の普及」に市町村 の 見 守りネットワーク構築 の 支援を位置づけて います。具体的な事業の実施にあたっては、 ご意見を踏まえて、取組みを進めます。
31	きほん ほうこう 07 基本方向1	23	25	ちいき じんざい しょうひしゃ きょういく にな て 「地域の人材を消費者 教育 の担い手とするた めの取組みを推進する」とあるが、県自らが消 費者 教育 の担い手を育成する必要 がある。県 は、以前は担い手の養成 講座も行っていたと思 うが、県 自 らが担い手の育成 の取組みを積極 的 に行うことを追加してほしい。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	きほんほうこう しょうひしゃ きょういく にな て い 基本方向1「G 消費者 教育の担い手の育 成・活動の支援」に位置づく、地域の人材を 消費者 教育の担い手とするための事業と して、消費 生活 出前講座の講師 養成 研修 を実施するなど、積極的 に取組みを進めて います。
32	きほん ほうこう 07 基本方向1		26	しんこく かいよう おせん かん 深刻なマイクロプラスチック海洋 汚染に関し て、子供からの教育 が必要と考えるため、カ リキュラムを組んでほしい。	すで はんえいず B 既に反映済 み	ほん ししん いち これまでも、本 指針に位置づくワンウェイ プラ削減の取組みや、県プラスチック資源循 環 推進 等 計画において、海洋プラスチッ ク問題 等の周知 啓発、学校や地域における 環境 教育・環境 学習を 推進してまい りました。引き続き、これらの取組みを進め ます。
33	きほん ほうこう 07 基本方向1	13、22	15、24	きんゆう けいざい きょういく こうこう そつぎょう だいがく 金融 経済 教育について、高校 卒業 し大学 入学 時の学資資金の借り入れによる返済 計画 等も入れてほしい。 きょういく しきん か だいがく で しゃつきん 教育 資金を借りて大学は出たが、借金をかか えての生活は苦しく、教育 資金すら返しきれ ないのが現状。 とう かね た たくわ きょういく たいせつ ニーサ等お金を貯める、蓄える教育も 大切です が、借金 の勉強 も大切であるため、負の金 融 教育も 入れてほしい。	すで はんえいず B 既に反映済 み	しょうひしゃ げんじょう かだい 「2.消費者をめぐる現状 と課題」(2) 「イ 家計のための金融 経済 教育」に記載 している、「お金の使い方や金銭 管理を通 じた将来 の生活 設計」の中で、奨学金 等の借入 金に係る金融 経済 教育 を進め ます。具体的な事業 の実施にあたっては、 ご意見を踏まえて、取組みを進めます。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の ページ数	かいていあん 改定案の ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
34	きほん ほうこう 07 基本方向1		23、24、29	てんけんしょうほう やね でんきりょうきん 点検 商法 、屋根、シロアリ、ガス、電気料金 みばら しょうひしゃ ちゅうい かんき じよ 未払いなど、消費者 に注意 喚起するような情 うほう なが けん しどう 報 を流してほしい。県から指導してくださ い。 ひが い あ と き しょうひしゃ そうだん まどぐち 被害に遭った時は、消費者 相談 窓口188 で、 きゅうさい けいはつ ひつよう かんが 救済されることの啓発がより、必要と考える。	すで はんえいず B 既に反映済 み	いけん ないよう きほんほうこう しょうひしゃ ご意見の内容は、基本方向1の「A 消費者ト ラブルの未然防止」及び「C 消費者のトラブ ル遭遇 時の行動 喚起」、基本方向3の「O ふとう こうい おこな じぎょうしゃ ほうれい もと し 不当な行為を行う事業者への法令に基づく指 導等の実施」などに既に含めていますが、具 体的な事業の実施にあたっての参考とさせて いただきます。
35	きほん ほうこう 07 基本方向1			しょうひしゃ りよく すいしん 「かながわ消費者力推進 インストラクター かり いくせい (仮)」の育成 しょうひ ちしき せいつう かた も 消費アドバイザー・ITの知識に精通した方、若 すこ ちしき こうしゅう など う しかく しくは少し知識があり講習 等 受ければ資格を え かた じょうせい かんが かたがた 得られる方を醸成したいと考える。その方々 かく じちたい こうきょうしせつ じちかい とう が、各自治体・公共施設・自治会・NPO等にい れば、エンドユーザーがトラブルにあった時に かいけつ 解決にあたることができる。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	いけん ないよう こんご かいてい ししん ご意見の内容については、今後、改定 指針 もと じぎょう あら けいかく だんかい さんこう に基づく事業を新たに計画する段階で、参考 とさせていただきます。
36	きほん ほうこう 07 基本方向1			けんない おおて べんきょうかいそくしんと 県内にある大手スーパーでの勉強会促進、 例え ない べんきょうかい ば、スーパー内での「キャッシュレス勉強会」 かいさい を開催してほしい。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	いけん ないよう こんご かいてい ししん ご意見の内容については、今後、改定指針 もと じぎょう あら けいかく だんかい さんこう に基づく事業を新たに計画する段階で、参考 とさせていただきます。
37	きほん ほうこう 07 基本方向1			こうこく こうじょう ネット広告 リテラシー向上 につながるアウト しさく じっせん リーチ施策の実践をしてほしい。 だれ かんたん こうこく しゅつこう ターゲティングや誰もが簡単 に広告 を出稿 で など こうこく とくせい きぞん こうこく きる等のネット広告 の特性・既存メデイ広告 ちが など そうさ たいけん との違いを、スマホ等を操作しながら体験し、 こうこく たか ひが いぼうし し ネット広告リテラシーを高め被害防止に資する しさく じっせん いただ アウトリーチ施策を実践して 頂きたい。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	いけん ないよう こんご かいてい ししん ご意見の内容については、今後、改定指針に もと じぎょう あら けいかく だんかい さんこう 基づく事業を新たに計画する段階で、参考と させていただきます。
38	きほん ほうこう 07 基本方向1			びんじょうしょうひん びんじょう しょうひしゃ ひ 便乗 商品 や便乗 サービスによる消費者 被 がい しょうひしゃ こうどう 害に、あわないよう消費者 が行動できるよう こんご けいはつかつどう おこな みちか け に、今後も啓発 活動を行ってほしい。身近な経 いけん じちかい かいらん なか ちゅうざいしよ 験では、自治会の回覧の中の駐在所 からの きんじよ ひと こえか ニュースと近所の人とのつながりによる声掛け ゆうこう が有効だった。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	いけん ないよう こんご かいてい ししん ご意見の内容については、今後、改定 指針 もと じぎょう あら けいかく だんかい さんこう に基づく事業を新たに計画する段階で、参考 とさせていただきます。
39	きほん ほうこう 07 基本方向1			けんさくせい けんない がっこう はいふ 県 作成のリーフレットを県内の学校へ配布され じゅぎょう あつか がっこう ているが、授業 で扱っていただけている学校 すく げんじょう はいふ まんぞく は少ない現状がある。配布するだけで満足せ けん みずか がっこう ぶんかさい がっこうぎょうじ で ず、県が自 ら学校の文化祭などの学校行事へ出 む けいはつ ひつよう 向き啓発することが必要。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	いけん ないよう こんご かいてい ししん ご意見の内容については、今後、改定 指針 もと じぎょう あら けいかく だんかい さんこう に基づく事業を新たに計画する段階で、参考 とさせていただきます。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の すう ページ数	かいていあん 改定案の すう ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
40	きほん ほうこう 07 基本方向1			こんねんど しょうひしゃ しゅうかん けん さんか だ 今年度の消費者 週間 の県のイベント、参加 国 んたい すく かいさい ほうほう けんとう ひつよう 体は少なく、開催 方法の検討が必要。 いっばん けんみん とお が よ かいじょう 一般の県民が通り掛けに寄れるような会場での かいさい ひつよう けんみん かんこうきゃく おお まつ 開催が必要。県民や観光客 が多く集まるお祭り きょうさい べんごし かい しほう しょうし イベントと共催 したり、弁護士会、司法書士 かい あくしつ じぎょうしゃ ぼくめつうんどう きょうりよく だんたいしゆ 会、悪質 事業者 撲滅 運動 協力 団体 出 ってん しょうひしゃ だんたい こうれいか りゆう 典 など・消費者 団体が高齢化などの理由で すく げんじょう ふ ぎょうかい だんたい 少なくなっている現状 を踏まえ、業界 団体な こえか ひつよう どへの声掛けなども必要。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	いけん ないよう こんご じぎょう け ご意見の内容については、今後、事業 を計 いかく だんかい さんこう 画する段階で、参考とさせていただきます。
41	きほん ほうこう 08 基本方向2	24	27	ちゅうおうしょうひせいかつ ちょうかくしょう かながわ中央 消費 生活センターは、聴覚 障 かたいがい ちよくせつ らいしよ そうだん がいのある方 以外は「直接 来 所での相談 は う つ でんわ そうだん 受け付けておりませんので、電話でご相談くだ しょうひしゃ でんわ しょ さい」となってるが、消費者にとって電話で消 うひしゃ せつめい じゅうぶん 費者トラブルについての説明が十分できるとは かぎ かんけい しりょう ていじ せつめい 限らない。関係する資料なども提示して説明を ほう せいかく りかい ばあい ちよくせつ した方が正確に理解できる場合もある。直接 らいしよそうだん でんわそうだん りょうほうかのう 来 所 相談も電話相談も両方 可能にすべき。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	しゃかい そうだん けんない すべ ちいき そうだん 初回の相談は、県内の全ての地域からの相談 ひろ たいおう ちょうかく しょう に広く対応するため、聴覚 障がいのある かた のぞ でんわ 方を除いて電話としています。また、ファッ でんししんせい かつよう しりょう け クスや電子申請システムを活用した資料（契 いやくしょうつ とう う と おこな 約書の写し）等の受け取りを行っています。 いっぽう けいぞくそうだん ねんれい た じょうけん 一方、継続 相談では、年齢、その他の条件 しん ひつよう かた たいめん じっ により真に必要な方については、対面でも実 し 施しています。
42	きほん ほうこう 08 基本方向2	25	28	こうえきつうほううけつきたいせい せいび けんしよくいん 「公益 通報 受付 体制の整備」で「県 職員への しゅうち けんしゅう きょうか きじゅつ 周知・研修 を強化するとともに」との記述 が けんみん しょうひしゃしん こうえきつうほう あるが、県民のための消費者 指針、公益 通報 せいど けんしよくいんかん きじゅつ ひつよう 制度であるため、県職員に関する記述は必要 ない。	はんえい A 反映する いちぶふく (一部含む)	こうえきつうほうしゃ ぼご せいど うんよう うえ つ 公益 通報者 保護制度を運用する上では、通 うほう う つ たいせい せいび じゅうよう 報を受け付ける体制の整備も重要です。 いけん ふ ひょうげん いちぶしゅうせい ご意見を踏まえて、表現を 一部修正しまし た。
43	きほん ほうこう 08 基本方向2	25	28	へいせい ねん がつ ふたく いこう しょうひしゃ ひがいきゅ 平成 25 年 1月に付託して以降、消費者 被害 救 うさい いいんかい ふたく じけん あくしつ ぎょうしゃ 済 委員会への付託事件がない。悪質 業者に おお よるトラブルは多くなっているので、どのよう ばあい りょう しゅうち いただ な場合に利用できるか周知をして頂 きたい。ま いまいちど せつきよくてき しんぎ む けんとう た、今一度 積極的 な審議に向けて検討 すると かつよう てつづ めいか ともに、より活用 しやすいように手続きの明確 くか かんりゃくか など はか ふたく せつきよくてき おこな 化・簡略化 等を図り、付託を積極的 に行っ いただ て頂きたい。	はんえい A 反映する いちぶふく (一部含む)	いけん ふ ちょうてい おこな ご意見を踏まえ、「あっせん・調停 を行 ちょうてい せつきよくてき おこな い」を「あっせん・調停 を積極的 に行 しゅうせい い」に修正しました。 けんない しょうひせいかつ たい い また、県内の消費 生活センターに対し、委 いんかい ふたくきじゅんとう しゅうち ひ つづ おこな 員会への付託基準 等の周知を引き続き行っ ていきます。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の すう ページ数	かいていあん 改定案の すう ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
44	きほん ほうこう 08 基本方向2	25	28	けん へいせい ねんど 県は平成30年度より消費者 被害救済 検討 チームを ^{せっち} 設置しているということだが、その後 も ^{ふたく} 付託がされていない。県では定期的に県 及び しちょうそん しょうひせいかつそうだんたんとうしゃ かいぎ かいさい 市町村との消費 生活 相談 担当者 会議が開催 され、多くの事例が情報共有されていることか らも、これらの事例を中心 に付託が行われるよ う、さらなる改善を図り被害救済 を積極的 に おこな も こ 行うことを盛り込んでほしい。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ ご意見を踏まえ、「あっせん・調停 ^{ちょうてい} を行い」 を「あっせん・調停 を積極的 <u>に行</u> い」 に修正しました。 また、県内 の消費 生活センターに対し、委 員会への付託基準 等の周知を引き続き行っ ていきます。
45	きほん ほうこう 08 基本方向2	25	28	けんないふくすう じちたい おな じぎょうしゃ そうだん 県内 複数の自治体に同じ事業者からの相談 が よ し きゅうさい そうだん 寄せられ、市のレベルでは救済 できない相談 がおお せつきよくてき じょうほうしゅうしゅう ひが が多くあり、積極的 に情報 収集 し、被害 きゅうさい いいんかい かいさい ひつよう 救済 委員会の開催をおこなう必要がある。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ ご意見を踏まえ、「あっせん・調停 ^{ちょうてい} を行 い」を「あっせん・調停 を積極的 <u>に行</u> い」に修正しました。 また、県内の消費 生活センターに対し、委 員会への付託基準 等の周知を引き続き行っ ていきます。
46	きほん ほうこう 08 基本方向2	①19など ②19、24	①2 ②21、27	しょうひしゃ ひがい ひがいきゅうさいいいんかい ①「消費者 被害」は「被害救済 委員会」の たいしょう そうだんまどぐち よ 対象になるものだけでなく、相談 窓口 に寄せ られる苦情 相談は「トラブル」でもあり「被害 そのもの」である。被害という言葉を矮小化 し しょうひしゃ ごかいこんらん つか わ て消費者 に誤解混乱をもたらず使い分けはしな ほう よ おも い方が良いと思う。 ない つぎ ほう よ ②()内のサブタイトルを次のようにした方が良 おも いと思う。 しょうひしゃ じゅうだい ひがい はってん (消費者 トラブルを重大 被害に発展 させな とりくみ いための取組)	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ ししん ぼうとう もくじ ちょ ①ご意見を踏まえ、指針の冒頭(目次の直 くご しょうひしゃ しょうひしゃ ひがい 後)に、「消費者トラブルと消費者 被害の つか わ ついき 使い分け」を追記しました。 きほんほうこう かつこ が しょうひしゃ ひがい ②基本方向2の括弧書きは、「消費者 被害 しんこくか とりく しゅうせい を深刻化させないための取組み」に修正しま した。
47	きほん ほうこう 08 基本方向2		27、32	そうだんまどぐち さいぶんか 相談窓口 のレベルを細分化してボトムアップ はか ぐたいてき ないよう ついき を図る具体的な内容を追記してほしい。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	しょうひしゃ しょうひせいかつ そうだん まどぐち そ 消費者が、どの消費生活 相談 窓口 に相 うだん じゅうぶん たいおう え 談しても十分 な対応を得られるようにす るための、相談員 の対応力 向上 につ いては、基本方向2「J あらゆる消費 生活 きほんほうこう しょうひ せいかつ 相談に対応できる人材の育成」や基本方向4 そうだん たいおう じんざい いくせい きほんほうこう 「W 市町村の消費 生活 相談員 の人材の しちょうそん しょうひ せいかつそうだんいん じんざい 確保、資質の向上」に記載しています。ご意 けん ないよう こんご じぎょう じっし 見の内容については、今後、事業の実施にあ さんこう たっての参考とさせていただきます。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	項目区分	素案の ページ数	改定案の ページ数	意見の概要	反映区分	県の考え方
48	08 基本方向2			今後、複雑、巧妙化した相談が増加することが予想されることから、寄せられた相談に対し、助言、情報 提供、さらに十分 なあつせんをおこなう行っていくためには、消費 生活 相談員 数の確保が必要。人材の育成だけでなく、人材の十分な数の確保を追加してほしい。なお、人材の十分な確保のためには、待遇 改善が必要である。	C 今後の参考とする	指針の改定に関わらず、消費 生活 相談員 の欠員がある場合は随時募集 を行うことで相談員の確保に努め、新規相談員 の採用につなげています。 引き続き、待遇 改善についても、努めていきます。
49	08 基本方向2			都内の消費 生活センター、国民 生活センターと同程度へ報酬 を値上げしなければ定員割れが続く、本来あるべき県の消費 生活 センターとしての役割が果たせない。定員割れを改善し、そのうえで、県内 市町の消費 生活 相談員 が県の相談員 に相談すれば、適切な助言を受けられ、相談を解決できる体制が必要。 それには、東京都 の消費 生活センターのよう に、専門 別のグループ分けをし、専門性 の高い相談員 の配置が必要。	C 今後の参考とする	指針の改定に関わらず、消費 生活 相談員 の欠員がある場合は随時募集を行うことで相談員 の確保に努め、新規相談員 の採用につなげています。 その上で、専門性 の向上 等の市町村 支援や、相談員 の待遇 改善に引き続き取り組みます。
50	09 基本方向3	26	29	県民の命 と資産を守るために、迅速で積極的な指導の徹底が必要です。「P 不当な行為を行う事業者への法令に基づく指導等の実施」には、「迅速で積極的な」を追加すると共に、迅速で積極的な指導ができる体制を進めてほしい。	A 反映する (一部含む)	ご意見を踏まえ、「特定 商 取引 法 及び消費 生活 条例 に基づき指導します」を「特定 商 取引 法 及び消費 生活 条例 に基づき指導を迅速かつ積極的に行います」に修正しました。 また、引き続き、迅速で積極的な指導ができる体制 の構築に努めます。
51	09 基本方向3	26	29	ネット通販やテレビ通販 等において販売される商品やサービスについて、適正とは思われないものが多々あり消費 生活の不信・不安の種になっており、不当な行為を行う事業者への指導等の実施をもっと積極的に行ってほしい。 また、多くの場合は事業者 団体に入っていない事業者 や入っていても参加しない事業者 が問題を起こしている場合が多いと聞いているため、不当な行為を行う事業者への指導等の実施をもっと積極的に行ってほしい。	A 反映する (一部含む)	ご意見を踏まえ、「特定 商 取引 法 及び消費 生活 条例 に基づき指導します」を「特定 商 取引 法 及び消費 生活 条例 に基づき指導を迅速かつ積極的に行います」に修正しました。 また、事業者 団体に入っていない事業者 に対しても、引き続き指導等を通じ、コンプライアンス意識の向上 等を図っていきます。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	項目区分	素案の ページ数	改定案の ページ数	意見の概要	反映区分	県の考え方
52	09 基本方向3	26	29	とくていしょうとりひき ほう 特定 商取引 法で、クーリング・オフ制度が てきよう しはら だいきん ぜんがぐんきん 適用になり、支払っていた代金 は全額返金され じぎょうしゃ いちぶ へんきん るべき事業者 が一部しか返金しないなど、悪質 じぎょうしゃ ふ しょうひせいか受うだんまどぐち あつせ な事業者 が増え、消費 生活相談 窓口 での斡旋 むずか けん さつきゅう じぎょうしゃ し が難しくなっており、県の早急 な事業者 指 どう じぎょうしゃ めい こうひょう しょうひしゃ りえき ほご 導、事業者 名の公表 が消費者 の利益の保護 ひつよう には必要。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ とくていしょうとりひき ほうおよ ご意見を踏まえ、「特定 商取引 法 及び しょうひせいかつじょうれい もと しどう 消費 生活 条例 に基づき指導します」を とくていしょうとりひき ほうおよ しょうひせいかつ じょうれい 「特定 商取引 法 及び消費 生活 条例 もと しどう じんそく せつきよくてき おこな に基づく指導を迅速かつ積極的 に行いま しゅうせい す」に修正しました。 とくていしょうとりひきほう もと しょぶん さい また、特定 商 取引 法に基づく処分の際に じぎょうしゃ めい こうひょう は、事業者 名を公表 していることから、 さつきゅう しょぶん じっし つと 早急 な処分 の実施にも努めていきます。
53	09 基本方向3		30	せいひん じゅうだい じこ しょうひん 製品による重大 事故など、商品 やサービスの あんぜん あんしん かん もんだい いぜん おお はつせい 安全・安心に関する問題が依然として多く発生 ひつよう おう じぎょうしゃ たい しているため、必要に応じて事業者 に対して、 くに かんけい とどうふけんなど れんけい つよ たいど 国や関係 都道府県等とも連携 して強い態度で きせい しどう しょぼつ 規制や指導、処罰をしてほしい。	すで はんえい B 既に反映済 み	けん じゅうだい じこ とう そうだん ばあい 県では、重大 事故等の相談があった場合、 しょうひしゃちょう ほうこく かんけいしょうち 消費者庁 に報告するとともに、関係 省庁 じちたい とう じょうほうきょうゆう や 自治体等と情報 共有をしています。 ししん かいてい きほんほうこう しょ 指針の改定にあたっては、基本方向3「S 商 うひん およ あんぜん あんしん かん じょ 品 及びサービスの安全・安心に関する情 うほう しゅうしゅう ていきょう いち づ くに た じ 報 収集、 提供」に位置付け、国や他の自 ちたい じょうほうきょうゆう はか 治体とも情報 共有を 図ります。 じぎょうしゃ たい くにとう れんけい たいしょ 事業者に対しては、国 等と連携して対処し ます。
54	09 基本方向3		30	とく おお ぶんや じゅうたぐじ じょうげ 特にトラブルの多い分野である住宅工事や上下 すいどう こうじ けんないぜんじちたい もうら 水道 工事などは、県内 全自治体が網羅できる しょうひしゃ しえんきょうてい せいてい など あくしつ じぎょ 消費者 支援協定 を 制定する等、悪質 な事業 うしゃ しどうおよ しじょう はいじょ 者 の指導及び 市場からの排除 につながる施 さく しく こう 策・仕組みを講じてほしい。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	じぎょうしゃ だんたい れんけい てきせい ほ 事業者 団体との連携については、適正な訪 うもんはんばいむつげん む だんたい けん あくしつ 問販売の実現に向け、14の団体と県が「悪質 ほうもんはんばい ぼくめつ せんげん おこな な 訪問販売 撲滅!かながわ宣言」を行い、 と く チームとなって取り組んでいます。 あくしつ じぎょうしゃ しどう ひ 悪質 な 事業者 への指導については、引き つづ せつきよくてき おこな 続き積極的 に 行っていきます。 ぐたいてき じぎょう じっし いけん 具体的な事業の実施にあたっては、ご意見を ふ とりく すず 踏まえて、取組みを進めます。
55	09 基本方向3	25	30、最終ペー ジ（裏表紙）	げんじつ あくしつ ほうもんはんばい こうれいしゃ ちゅうし 現実に、悪質な訪問販売により、高齢者 を 中心 ひがい おお はつせい じょうきょう にトラブルや被害が多く発生している状況 を ふ けん かくだんたい れんけい けんみん まも 踏まえ、県とともに各団体が連携して県民を守 しさく すいしん さいご つぎ る施策を推進していることから、最後（Oの次） あくしつ ほうもんはんばい ぼくめつ せんげん に、「悪質な訪問販売 撲滅!かながわ宣言」 しょうかい とりく さんかだんたい めいじ を紹介したうえ、取組みや参加団体を明示して いかが は如何か。 けいやく かん そうだん さき また、契約トラブルに関する相談 先としての しょうひしゃ しょうかい 「消費者ホットライン188」の紹介をしてはどう か。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ きほんほうこう しょうひしゃ ご意見を踏まえ、基本方向3「Q 消費者から しんらい じぎょうしゃ かつどう そくしん あくしつ 信頼される事業者 活動の促進」の、「悪質 ほうもんはんばい ぼくめつ む とりく すず な訪問販売 の撲滅に向けた取組みを進める じぎょうしゃ だんたい きやくちゅう あくしつ 事業者 団体」の脚注 として、「悪質な ほうもんはんばい ぼくめつ せんげん しょうかい 訪問販売 撲滅!かながわ宣言」の紹介 を ついき 追記しました。 ししん さいしゅう がいよう ばんうらびょうし また、指針の最終ページ（概要 版 裏表紙） しょうひしゃ あんない け に「消費者ホットライン188」の案内 を掲 いさい 載しました。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	項目区分	素案の ページ数	改定案の ページ数	意見の概要	反映区分	県の考え方
56	10 基本方向4		32	げんこう ししん いち 現行 指針で位置づけられている、ちゅうお かながわ中央 しょうひせいかつ そんざい いぎ こんかん かか き 消費 生活センターの存在 意義の根幹に関わる記 さい めいき ねが 載がないので明記をお願いします。 かいいてい ししん ど 改定 指針にあるコミュニケーションボードの導 うにゆう そうだん かくだい こうど そうだん たいおう 入やメール相談への拡大、高度な相談に対応で じんざい いくせい せんもんてき ちけん しゅうしゅう そうだん きる人材の育成、専門的 な知見の収集 ・相談 じっし たいせつ の実施は大切なことですが、センター・オブ・ きのう ちゅうかく きのう センターズの機能である「中核 機能」と「セ きのう いちぶ ンサー機能」の一部である。	すで はんえいず B 既に反映済 み	ちゅうおう しょうひせいかつ けんない かながわ中央 消費 生活センターが県内の しょうひせいかつ そうだん まどぐち ちゅうかく きのう 消費 生活 相談 窓口の「中核」として機能 ふへんてき たいへん じゅうよう かんが することは、普遍的に大変 重要と 考えてい とく しちょうそん かんけい だんたい しえん れ るため、特に市町村 や関係 団体の支援・連 んけい あら きほんほうこう きほんほうこう 携については、新たな基本方向3（基本方向 きさい 4）に記載しています。
57	10 基本方向4		32	ほじょきん こうふ しちょう けん どくじょさん 補助金の交付については、市町へ県の独自予算 と こうきゅうてき ほじょきんせいど けんとう を取り、恒久的 な補助金制度を検討してほし い。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	けん こういきてき じちたい しちょうそん しえん 県は、広域的 自治体として、市町村 支援 じっし ししん かいいてい を実施しています。これらは指針の改定にあ きほんほうこう いち こんご と たっても、基本方向4に位置づけ、今後も取 りく すす 組みを進めます。
58	10 基本方向4	29	33	しちょうそん しょうひせいかつ たんとうしゃ かいぎ けんいき ぜ 「市町村 消費 生活 担当者 会議」は県域 全 んたい そうだん たいおう ひがいきゅうさい すいじゅん こうじょ 体の相談 対応における被害救済の 水準 向上 かか じゅうだい やくわり どうじ に関わる重大 な役割があると同時に、「オー ル かながわ」による県 消費者 行政 の推進のた いっそう じゅうじつきょうか ひつよう めにも一層の充実 強化 が 必要であるため、タ じょうほうきょうゆう あと きょうか つ くわ イトルの「情報 共有」の後に「強化」を付け加 えてほしい。	はんえい A 反映する いちぶ ふく （一部含む）	してき しょうひせいかつ そうだん たんとうしゃ ご指摘のとおり、「消費 生活 相談 担当者 かいぎ そうだん たいおう りよく こうじょう じゅうよ 会議」による相談 対応 力 の向上 は重要 やくわり にな こばしら めいしょう と な 役割 を担っています。小柱 の名称は、取 りく ないよう もと かんけい だんたい しちょうそん 組みの内容に基づき、「関係 団体や市町村 じょうほうきょうゆう かんけい だんたい しちょうそん との情報 共有」を「関係 団体や市町村と じょうほうきょうゆう れんけい じゅうじつ ほんぶん の情報 共有 ・連携の充実」にし、本文に しょうひせいかつ そうだん たんとうしゃ かいぎ めいき 「消費 生活 相談 担当者 会議」を明記し ました。
59	10 基本方向4	29	33	けん しょうひしゃ しさく こうかてき すいしん 県がさまざまな消費者 施策を効果的に推進する いけん こうかん いけん こうりゅう ば せつてい いち ため、意見交換・意見交流 の 場の設定を位置づ けるべき。	はんえい A 反映する いちぶ ふく （一部含む）	いけん ふ こばしら かんけい だんたい しちょ ご意見を踏まえ、小柱Y「関係 団体や市町 うそん じょうほうきょうゆう れんけい じゅうじつ ちいき 村 との情報 共有 ・連携の充実」に「地域 た しょうひしゃ だんたい れんけい しさく やその他の消費者 団体とも連携して施策を すす ついき 進めます。」と追記しました。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の すう ページ数	かいていあん 改定案の すう ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
60	きほん ほうこう 10 基本方向4		33	そうだん まどぐち じゅうじつ しょうひしゃ きょういく じゅうじつ け 相談 窓口の充実 や消費者 教育 の充実、警 いさつ しょうそん しょうひしゃ だんたい せいきょうなど さら れ 察 や市町村 、消費者 団体 や生協等 と更に連 んけい ふか たいさく と く 携を深めて対策に取り組んでほしい。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ こばしら かんけい だんたい し ご意見を踏まえ、小柱 Y「関係 団体 や市 ちょうそん じょうほう きょうゆう れんけい じゅうじつ 町村 との情報 共有・ 連携の充実 」 ちいき た しょうひしゃ だんたい れんけい に「地域やその他の消費者 団体とも連携し しさく すす ついき て施策を進めます。」と追記しました。 きほん ほうこう しょうひしゃ みぜん また、基本方向1「A.消費者トラブルの未然 ぼうし しょうひしゃ とく しゅうち そうだん 防止」には、消費者に特に周知すべき相談 じれいとう しょうそん こうれいか りつ たか ちいき 事例等を、市町村 や高齢化 率が高い地域 けいさつしょ せいきょう れんけい けいはつ とりく の警察署、生協 と連携して啓発する取組み いち を位置づけています。 きほん ほうこう あくしつ じぎょうしゃ このほか、基本方向3「P 悪質 な事業者への しどう しょぶん れんけい すいしん 指導・処分にあたっての連携 の推進」や しょうひしゃ しんらい じぎょうしゃ かつどう 「Q 消費者 から信頼される事業者 活動の そくしん けいさつ せいきょう れんけい ふく 促進」に、警察 や生協との連携を含めてお こんご れんけい きょうか はか り、今後も連携の強化を図っていきます。
61	きほん ほうこう 10 基本方向4		33	しょうひしゃ だんたい など しょうひしゃ きょういく 消費者 団体やNPO等による消費者 教育 の と く ほじょきん だ ば ていきょう こうほう 取り組みに補助金を出し、場の提供、 広報 の しえん ぐたいてき ささ はい 支援など具体的に支えることも入っているか？ しょうひしゃ もんだい と く しょうひしゃ だんたい ちい 消費者 問題に取り組む消費者 団体、小さく しょうひしゃ なかま きんせんてき せいしんてき しえん とも消費者 の仲間に金銭的、精神的 な支援が ひつよう ぐたいさく も こ せつぼう 必要であるため、具体策の盛り込みを切望す る。 いま しょうひしゃ だんたい れんけい ひつよう げんざい 今ある消費者 団体との連携は必要。現在は1 だんたい しょうひしゃ しえん じょうほ つの団体（消費者 支援かながわ）とのみ情報 こうかん ほか だんたい だいじ 交換をしているようですが、他の団体も大事。 こうれいか じだい こうれい 高齢化の時代だからこそ、高齢になってしまっ しょうひしゃ だんたい おお かつよう た消費者 団体也大いに活用してほしい。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	けん こういきてき じちたい しちょうそん だ 県は、広域的 自治体として、市町村 や団 んたい しえん じっし いけん ふ 体の支援を実施しています。ご意見を踏ま きほん ほうこう こばしら かんけい だんたい しちょうそん え、基本方向4小柱 Y「関係 団体や市町村 じょうほう きょうゆう れんけい じゅうじつ ちいき との情報 共有・ 連携の充実」に「地域や た しょうひしゃ だんたい れんけい しさく すす その他の消費者 団体とも連携して施策を進 ついき めます。」と追記しました。 しょうひしゃ だんたい れんけい およ かつどう しえん 消費者 団体との連携 及び活動 の支援のあ かた こんご かいてい ししん もと り方については、今後、改定 指針に基づく じぎょう あら けいかく だんかい さんこう 事業 を新たに計画する段階で、参考とさせ ていただきます。
62	きほん ほうこう 10 基本方向4		33	できかく しょうひしゃ だんたい とくいてい ひえいり かつどう ほうじんし りょう 適格 消費者 団体 特定 非営利活動 法人消費 ひしゃ しえん けんしよくいん せつきよくてき 者 支援かながわへ、県職員 の積極的 な にゅうかい けんとういいんかい さんか ひつよう 入会 と検討 委員会への参加が必要。 ざいせいてき しえん まった かつどう ざ また、財政的 な支援が全くないため、活動への財 いせいてきしえん もと 政的 支援を求める。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	げんざい できかく しょうひしゃ だんたい さいせいてき しえん 現在、適格 消費者 団体への財政的 支援 じっし ししん きほん ほうこう を実施していますが、指針でも、基本 方向4 こばしら ほじょきん こうふ いち こ (小柱 X) に、補助金の交付を位置づけ、今 んご かつどう しえん おこな 後も活動への支援を行っています。 た いけん ないよう こんご だ その他のご意見の内容については、今後、団 んたい れんけい なか さんこう 体と連携していく中で、参考とさせていただきます。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の ページ数	かいていあん 改定案の ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
63	きほん ほうこう 10 基本方向4			かながわけん ない し まち けん ふく しょうひせいかつ そうだんいん 神奈川県内 市町、県も含め、消費 生活 相談員 のなり手が減っており、県内 全体の処遇 改善 が必要。 また、特に県西部の市町の相談 体制・相談員の 資質の低下が問題となっており、県民が同じレ ベルで相談が受けられる体制づくりが必要。 県 消費 生活センターからの相談員 の派遣制度 なども必要。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	けん しょうひせいかつ そうだんいん ゆうしかくしゃ めいぼ 県では、消費 生活 相談員 有資格者 名簿 を整備し、市町村の求めに応じて提供するな ど、県内 全体の消費 生活 相談 体制 の確 保に取り組んでいます。 また、市町の相談員 や有資格者 名簿の登載 者も対象として研修 を実施し、県内 全体 の相談 対応 力の向上 を図っています。 なお、県では、市町村への助言を行うととも に、市町村からの移送相談 等を受ける体制 としています。
64	すいしんたいせい 11 推進体制	30	34	ししん もと じぎょう しょうひせいかつ しんぎかい かなめ 指針に基づく事業は、消費 生活 審議会が要と なるが、県の報告 中心 の運営となることな く、委員の積極的 な意見が施策・事業に反映 され事業 実績の検証 が行われることを強く期 待する。消費者 施策とは本来 消費者 被害対 応がその主たるものではなく、消費者 基本法に 明記されている通り、消費者 のくらしの「すべ て」に関わるものであり、消費 生活 審議会に おいても、次項で列記している分野の取組みも 含めて多面的・重層的 な議論がされることを 目指す。	はんえい A 反映する (一部含む)	いけん ふ すいしんたいせい ゆうし ご意見を踏まえ、「6.推進 体制」を、有識 者 や消費者 団体などの代表 で構成する消 費 生活 審議会の意見を、適宜、施策に反映 していくことがより明確になるよう修正しま した。
65	ぜんたい こうせい 12 全体・構成 とう 等	①1 ②12 ③14 ④15 ⑤20 ⑥29	①1 ②14 ③16 ④17 ⑤21 ⑥33	さいしゅう だんらく ぎょうめ と ①最終 段落の2行目にスペースが取られてい る。 ひょう さんしょう ぶぶん あおじ ②表 参照 部分、httpsのみ青字になってい る。 ひょう しゅってん しかく はんい ない ③表 の出展 のみ、四角範囲内になっている。 じしん たいふう おおゆき しぜん さいがい ④「地震や台風、大雪などの自然災害」とある が、県内で起こるのは大雪より大雨ではない か。 ばん もじ ちい ⑤ルビなし版のみ「Q」だけ文字が小さくなっ ている。 くに ちほう しょうひしゃ ぎょうせい きょうか こうふきん ⑥国の地方消費者 行政 強化 交付金とある が、それ以外の交付 金を活用する可能性はない のか。令和8年度以降に同 交付金が消滅 する可 能性もあるのに、わざわざ交付金 名を特定する 必要はあるのか。	はんえい A 反映する (一部含む)	ぶんしょ ないがしい もじれつ すべ あおじ 文書 内外へリンクする文字列を全て青字 かせん せつてい ごしてき てん すべ しゅうせ 下線に設定するなど、御指摘の点は全て修正 しました。

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の すう ページ数	かいていあん 改定案の すう ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
66	ぜんたい こうせい 12 全体・構成 とう 等	①9、17など ②19、24 ③21	①11、18など ②22、28、33 ③24	ひょうげん かん いか てん てきせつ 表現 に関する以下の点について、適切または わかりやすくするために検討いただきたい。 ①「人」と「方」を区別する必要はない。 ②「高度な」相談ではなく「あらゆる」または 「全ての」相談としたほうがわかりやすい。 ③「幼児から高齢者」ではなく、「全ての人」 「全ての消費者」の方がわかりやすい。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	いけん ふ かた ひと しゅうせい ①ご意見を踏まえて「方」を「人」に修正 しました。 ②ご意見を踏まえて「高度な相談にも対応 できる」を「 <u>あらゆる消費生活相談</u> に対 応できる」に修正しました。 ③ご意見を踏まえて「幼児から高齢 者まで の」を「幼児から高齢者までの <u>全ての消費者</u> に対し、」に修正しました。
67	ぜんたい こうせい 12 全体・構成 とう 等		18など	しょう しゃ しょうひしゃ ひがい そうだん かたち おもて 障がい者の消費者 被害は相談などの形では表 に現れないものが多くあると考えられる。「共 に生きる」を標榜 する県として、障がい者を理 解し、相談 窓口 機能の充実 や、障がいの特 性に配慮した消費 生活 相談 体制の整備、 関係 機関と連携 した消費者 被害への取組み を進めてほしい。	すで はんえいず B 既に反映済 み	じゅうてんてき とりく しょう しゃ ふく 重点的 取組み1は、障がい者を含めて 「誰ひとり取り残さない消費者 施策の推 進」としています。ご意見を踏まえて取組み を進めます。
68	ぜんたい こうせい 12 全体・構成 とう 等		18など	にほん く がいこく ひと 日本で暮らすすべての外国につながる人たちも 含めて「ともに生きる」の理念を柱に施策展開 をしてほしい。	すで はんえいず B 既に反映済 み	じゅうてんてき とりく がいこくせき けんみん 重点的 取組み1は、外国籍 の県民などの 「外国につながる人」を含めて「誰ひとり取 り残さない消費者 施策の推進」としてい ます。ご意見を踏まえて取組みを進めます。
69	ぜんたい こうせい 12 全体・構成 とう 等		18など	じぞく かのう かいはず もくひょうえすでいーじーず たいせつ 持続可能な開発 目標 (SDGs) の大切なこと は、「誰も取り残さない」という考え方。社会 的 弱者、情報 弱者 等にまなざしを向 け、「知らない者が悪い」「騙された者が悪 い」のではなく、社会や制度の問題として施策 を深め展開していくことが必要。	すで はんえいず B 既に反映済 み	じゅうてんてき とりく だれ と のこ 重点的 取組み1を「誰ひとり取り残さな い消費者 施策の推進」としています。ご 意見を踏まえて、取組みを進めます。
70	た 13 その他		23	みせ と あつか かず お店によって取り扱えるキャッシュレスの数が 多すぎ、逆に何を選べば安全・有利なのかかわ からない。神奈川県から、キャッシュレスを扱 う 団体・事業所等 への簡易化をお願いしてほ	こんご さんこう C 今後の参考 とする	けっさい しゅだん かん これまでも、決済 手段に関するトラブルの 未然防止のための注意喚起 を行ってまいり ましたが、引き続き、相談事例を踏まえた最 新の情報による注意喚起 を行ってまいりま

※記載しているページ数はルビあり版を基準にしています。

No	こうもく くぶん 項目区分	そあん 素案の すう ページ数	かいていあん 改定案の すう ページ数	いけん がいよう 意見の概要	はんえい くぶん 反映区分	けん かんが かた 県の考え方
71	13 た その他	29	さいしゅう 最終ページ うらびょうし (裏表紙)	けいやく かん そうだん さき じゅうたくしゆ 契約トラブルに関する相談 先として、住宅 修 うり かん ほけんきん かん さいがい びんじょ 理トラブルに関する「保険金に関する災害 便乗 しょうほう そうだん しょうかい おこな 商法 相談ダイヤル」の紹介 も行っていただ いてはどうか。 けんみん しょうひしや かくしゆ しょうひしや 県民（消費者）にとっては、各種 の消費者トラ そうぐう さい みちか そうだん まどぐち ブルに遭遇した際に、身近に相談できる窓口 を し 知っておきたいというニーズがあると考えられ さいご つぎ けんない かくぎょうか ることから、最後（Zの次）に、県内 の各業界 だんたい そうだん まどぐち しょうかい いか 団体および相談 窓口 を紹介しては如何か。	はんえい A 反映する いちぶ ふく (一部含む)	ししん けん きほん ほうしん しめ 指針は、県の基本方針を示すものであるた なか たしゆたよう そうだん まどぐち しょうな め、その中で、多種多様な相談 窓口を紹介 かんが することはなじまないと考えますが、ご意見 いけん ふ さいしゅう がいよう ばんうらびよ を踏まえて、最終ページ（概要 版 裏表 うし しょうひしや あんない 紙）に「消費者ホットライン188」の案内を けいさい 掲載しました。 たしゆたよう そうだん まどぐち なお、多種多様な相談 窓口について、その やくわり けんみん りかい むずか ぼあい 役割 を県民 が理解することは難しい場合も そうだん ないよう おう てきせつ あります。相談 の内容 に応じて、適切 な せんもん まどぐち そうだんしや あんない 専門 窓口 を相談者 に案内しています。
72	13 た その他			げんざい けんしょうひ せいかつ か けんさく 現在 の県 消費 生活 課のホームページは検索 さが じょうたい やく た か しても探せない状態 で役に立っておらず、改 いぜん ひつよう 善 が必要。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	いけん ふ ひつよう おう ご意見を踏まえ、必要に応じて、ホームペー みなお おこな ジの見直しを行います。
73	13 た その他			よ きぎょう がくせい ブラックバイトと呼ばれる、企業 が学生はフ じゅうぎょういん せいしやいん リーターなどのアルバイト従業員 に正社員 な ぎょうむ せきにん お つ はたら 並みの業務 や責任 を押し付け働かせること がくぎょう にちじょう せいかつ しんこく えいきょう で、学業 や日常 生活 に深刻 な影響 を あた あくしつ やみ よ 与える悪質なものや、闇バイトと呼ばれる、Xな けいじばん たんじかん どのSNSやネットの掲示板などで、「短時間で こうしゅうにゅう よ おうぼしや さぎ う 高収入 」と呼びかけて、応募者が詐欺の受け こ だ こ ごうとう じっこうはん かたん 子や出し子、強盗 の実行犯などに加担させられ しんこく しょうひしや ひがい とら るものなど深刻。これらも消費者 被害と捉え ひつよう る必要がある。	こんご さんこう C 今後の参考 とする	しょうひしや じぎょうしや ていきょう しょうひん 消費者とは、事業者 が提供 する商品 、 えきむ けんりもち せいかつ もの 役務、権利を用いて生活する者などのことを いいます。いわゆる「ブラックバイト」や やみ ろうどうしや はんざいしや 「闇バイト」は、「労働者」や「犯罪者 かたん もんだい しょうひしや ひがい (加担)」の問題であり、消費者 被害と こと しょうひしや しさく なか あや は異なりますが、消費者 施策の中では、怪 ふくぎょう たい ちゅうい かんき すす しい副業 に対する注意 喚起を進めるな いけん ないよう こんご とりく ど、ご意見の内容については、今後の取組み さんこう の参考とさせていただきます。また、労働者 ぼうはん しさく とりく すす や 防犯のための施策としても取組みを進め ます。